

第1回 川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会 次第

日 時 平成26年6月25日(水)
午後3時から

場 所 市役所本庁舎 5階 大会議室

- 1 委嘱書交付
- 2 あいさつ
- 3 委員自己紹介
- 4 会長、副会長の互選
- 5 会長、副会長あいさつ
- 6 諮問
- 7 議事
 - (1) 審議会の進め方について 「資料-4」
 - (2) これまでの検討経緯と現状について 「資料-5」
 - (3) 市民アンケート(案)について 「資料-6」
 - (4) その他
 - ・次回の日程

【配布資料】

次第

- 資料-1 川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会条例
- 資料-2 川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会の傍聴に関する要領(案)
- 資料-3 川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会 委員名簿
- 資料-4 審議会の進め方について
- 資料-5 これまでの検討経緯と現状について
- 資料-6 市民アンケート(案)
- 参考資料-1 業務計画書
- 参考資料-2 庁内検討会議の進め方
- 参考資料-3 川口市新庁舎建設基本構想(素案)前半部分

川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会条例

平成 25 年 12 月 20 日

条例第 38 号

(設置)

第 1 条 新庁舎の建設の基本構想及び基本計画の策定を円滑に進めるため、川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、新庁舎の建設の基本構想及び基本計画の策定に関する事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市内の民間団体から選出された者
- (3) 知識経験者
- (4) 学識経験者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から審議会が第 2 条の諮問に対して最終的な答申を行う日までとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第 8 条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、理財部において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会の傍聴に関する要領（案）

第１ 趣旨

この要領は、川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について、「川口市審議会等の会議公開に関する要綱」（平成 19 年 3 月 15 日市長決裁）に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第２ 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、概ね 15 人とする。

第３ 傍聴の手続等

会議を傍聴しようとする者は、受付に川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会会議傍聴申請書（様式第 1 号）を提出し、傍聴券（様式第 2 号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴の受付の開始時間は、会議の開会 30 分前からとし、傍聴の受付場所は、受付設置の場所とする。

3 会議の開会 10 分前において、会議を傍聴しようとする者が定員を超える場合は、傍聴の受付を締め切り、抽選により傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。

4 会議の開会 10 分前において、会議を傍聴しようとする者が定員を超えない場合は、定員に達するまで受付順に傍聴券を交付するものとする。

第４ 傍聴券の提示

傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

第５ 傍聴券の返還

傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を受付に返還しなければならない。

第６ 議席への入場禁止

傍聴人は、議席に入ることはできない。

第７ 傍聴席に入ることができない者

次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会長が会議の妨害となると認める器物を携帯している者
- (2) 会長が酒気を帯びていると認める者
- (3) 全各号のほか、会長において傍聴を不適當と認める者

第8 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、「川口市審議会等の会議公開に関する要綱」（平成19年3月15日市長決裁）に定めがあるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子の類を着用しないこと。
- (2) 会議中いたずらに傍聴席を離れないこと。

第9 退場命令

会長が、傍聴禁止を宣言し、又は退場を命じたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

第10 その他の事項

この要領で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年 月 日から施行する。

川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会 委員名簿

資料-3

番号	区分	役職	氏名	ふりがな	性別	備考
1	市民 (条例第4条第1号)		遅沢 克郎	おそざわ かつろう	男	公募市民
2			舟木 宣光	ふなき のぶみつ	男	公募市民
3	市内の民間団体 から選出された者 (条例第4条第2号)		児玉 洋介	こだま ひろすけ	男	川口商工会議所 会頭
4			小原 貞次	こはら ていじ	男	鳩ヶ谷商工会 会長
5			内田 剛史	うちだ つよし	男	川口青年会議所
6			小松 君恵	こまつ きみえ	女	女性団体(川口商工会議所女性会会長)
7			東海林 明	しょうじ あきら	男	障害者団体
8			内田 まさ子	うちだ まさこ	女	高齢者団体
9			中島 也寸志	なかじま やすし	男	地元町会(青木1・2町会長)
10	知識経験者 (条例第4条第3号)		板橋 智之	いたばし ともゆき	男	市議会議員
11			大関 修克	おおぜき のぶよし	男	市議会議員
12			松本 幸恵	まつもと さちえ	女	市議会議員
13	学識経験者 (条例第4条第4号)		尾島 俊雄	おじま としお	男	学識経験者
14			藤田 伊織	ふじた いおり	男	学識経験者
15			森 行世	もり ゆきよ	男	学識経験者

審議会の進め方について

① 審議会の目的

市長の諮問に応じ、新庁舎の建設の基本構想及び基本計画の策定に関する事項について調査審議する。

② 委員の任期

委嘱の日から、諮問に対して最終的な答申を行う日まで
(本日から平成27年9月予定)

③ 審議会の回数

平成27年9月までに、7～9回程度を予定

④ 進行予定

第1回

- ・ 審議会の進め方について
- ・ これまでの経緯について
- ・ 市民アンケート（案）について

第2回以降

基本構想

- ・ 先進市の庁舎視察
- ・ 庁舎の機能について（分散化含む）
- ・ 既存庁舎の利活用策
- ・ 窓口や執務空間の考え方
- ・ 市民アンケートの意見集約
- ・ 敷地・建築計画の考え方
- ・ 建設計画（都市計画・スケジュール等）
- ・ パブリックコメント

など 平成26年12月を目処に市長へ答申予定

基本計画（より具体的な計画）

- ・ 庁舎の機能について
- ・ 窓口や執務空間の考え方
- ・ 建設計画（規模・スケジュール等）
- ・ 設計・建設の発注方法
- ・ 財源計画
- ・ パブリックコメント

など 平成27年9月を目処に市長へ答申予定

工程表（案）

項目	平成26(2014)年								平成27(2015)年								
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1. 川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会の審議・運営			① ○ 現地視察	②	③	④		⑤						⑥		⑦	
2. 新庁舎の要望に係る市民アンケートの実施	←→	←→	←→	←→													
3. 庁内検討会議の運営・支援			① ②	③ ④	⑤	⑥		⑦									
4. 鳩ヶ谷庁舎、第二庁舎、分庁舎等の将来の利活用策の検討			←→	←→	←→						←→	←→					
5. 川口市新庁舎建設基本構想の作成								←→	←→								
(1) 新庁舎建設の必要性及び検討経緯	←→	←→															
(2) 新庁舎の基本的な考え方		←→	←→														
(3) 庁舎の基本指標	←→	←→															
(4) 庁舎の機能		←→	←→	←→	←→												
(5) 窓口や執務空間に関する考え方																	
ア. 窓口空間及び執務空間の現状調査と検討			←→	←→	←→												
イ. 文書量調査			←→	←→	←→												
ウ. 必要機能の検討					←→	←→	←→	←→									
エ. 窓口空間及び執務空間のあり方と働き方の検討					←→	←→	←→	←→									
オ. フロア構成の考え方						←→	←→										
(6) 建設計画に関する考え方																	
ア. 建設場所の考え方		←→	←→														
イ. 都市計画変更に関する考え方		←→	←→														
ウ. 敷地の利用計画に関する考え方			←→	←→	←→												
エ. 建築計画に関する考え方				←→	←→	←→	←→										
(7) 事業計画に関する考え方					←→	←→	←→										
(8) 運用管理計画に関する考え方					←→	←→	←→										
6. 川口市新庁舎建設基本計画の作成														←→	←→	←→	←→
(1) 新庁舎建設の必要性及び検討経緯									←→	←→							
(2) 新庁舎の基本的な考え方									←→	←→							
(3) 庁舎の基本指標									←→	←→							
(4) 庁舎の機能									←→	←→							
(5) 窓口や執務空間に関する考え方									←→	←→							
(6) 建設計画に関する考え方										←→	←→	←→	←→				
(7) 事業計画に関する考え方											←→	←→	←→				
(8) 運用管理計画に関する考え方												←→	←→				
担当者打合せ	◆ ◆	◆ ◆	◆ ◆	◆ ◆	◆ ◆	◆ ◆	◆ ◆	◆ ◆	◆ ◆	◆ ◆	◆ ◆	◆ ◆	◆ ◆	◆ ◆	◆ ◆	◆ ◆	◆ ◆
成果品の作成																	←→

注) 表内の①、②・・・は、当該会議体の開催回数を示す。

これまでの検討経緯と現状

1. これまでの検討経緯

昭和63年

- 庁舎建設基金を設置し、積み立てを開始した。
(平成25年度末現在、約59億7千万円)

平成13年

- 本庁舎の耐震診断実施

結果：すべての棟で、庁舎の安全性の目安である $I_s=0.75$ を満たしていない。

棟	構造・面積	建築年次	最小 I_s 値
本館	鉄筋コンクリート造 地上5階 地下1階 7,315.8 m^2	昭和34年	0.18
新館	鉄筋コンクリート造 地上3階 3,672.3 m^2	昭和39年	0.19
別館	鉄筋コンクリート造 地上3階 978.5 m^2	昭和47年	0.35
駐車場棟	鉄筋コンクリート造 地上4階 6,455.0 m^2	昭和46年	0.40

※ I_s 値：建物の耐震性能を表す指標。震度6強程度の地震で以下の通りとされている。

- ・ $I_s < 0.3$ ……倒壊または崩壊する危険性が高い
- ・ $0.3 \leq I_s < 0.6$ ……倒壊または崩壊する危険性がある
- ・ $0.6 \leq I_s$ ……倒壊または崩壊する危険性が低い

【安全性の目安】

- ・住宅、一般建築物等：0.6以上
- ・庁舎、病院、学校等：0.75以上
- ・災害対策本部等：0.9以上

平成21年5月

- 議会（公有財産活用・災害対策特別委員会）において建替えか耐震補強かについて方向性の検討

結果：今後、耐震補強工事ではなく、建替えの方向で検討する

(ア) 本庁舎耐震補強費用（工事費、仮設費、15年間のランニングコスト含む）

- ・移転をせず、執務をしながらの耐震補強工事 7,990,270千円
- ・仮庁舎に移転しての補強工事 9,342,270千円

(イ) 現庁舎と同規模（18,421.6㎡）で建替えた

場合の工事費用 9,536,400千円

耐震補強を行った場合には、庁舎の寿命が延びるという利点があるものの、工期が長期になること、庁舎の狭あい化が解消されないこと、工事期間中は施設（庁舎及び駐車場）の利用制限を受けることや、現有以上の性能を持つ設備更新が不可能であるのに対し、建替えにおいては、省エネも兼ね備えた設備機器導入が可能であり、長期的にみた費用対効果を考慮すると、現在の本庁舎における問題点である老朽化・狭あい化、市民サービス機能の低下、バリアフリーへの未対応なども解消でき、耐震補強よりも建替えの方がメリットが大きいと判断された。

平成23年8月

- 議会（危機管理対策・庁舎整備等特別委員会）において庁舎の規模を検討

結果 以下の3通りの案を提示

- (ア) 総務省「地方債事業費算定基準」による方法 43,593㎡
- (イ) 国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」による方法 29,289㎡
- (ウ) 人口が同規模の都市を参考に算出する方法 40,537㎡

※庁舎を統合することを想定し、仮に40,000㎡程度を想定したが、規模については今までの議論で確定したものではない。

本審議会での検討を要する事項である。

平成24年2月

- 議会（危機管理対策・庁舎整備等特別委員会）において、市が提示した案に基づき容積率の検討

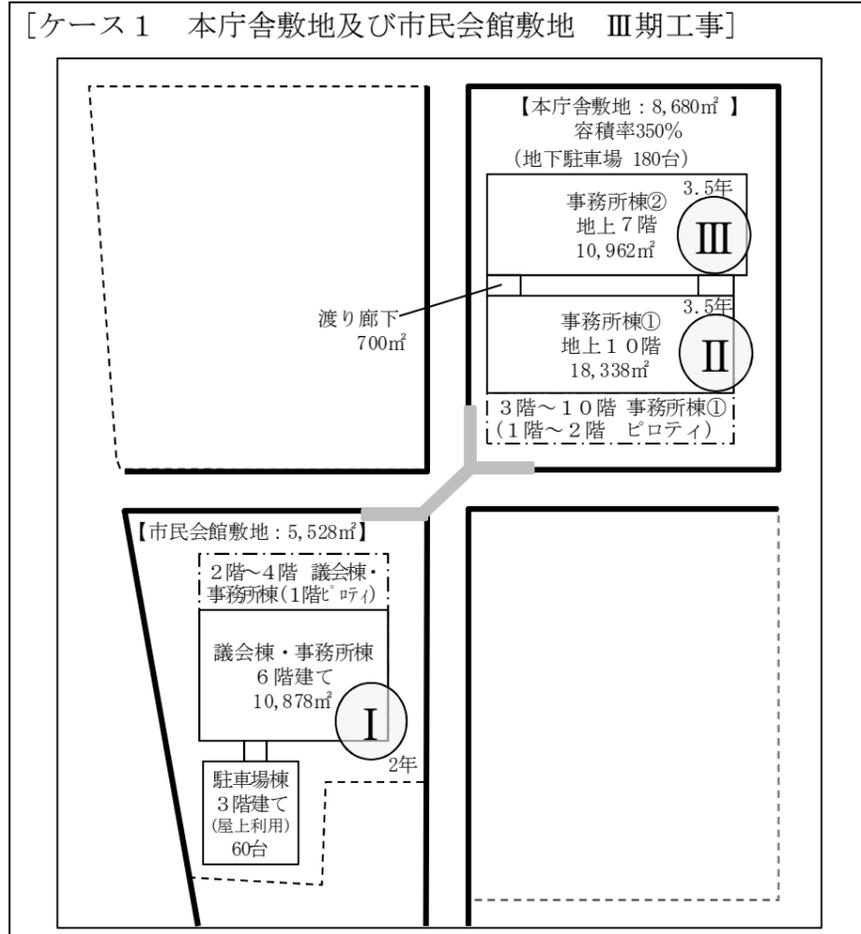
結果 下記一覧表のとおり

本庁舎敷地及び市民会館敷地

		ア. 本庁舎敷地	イ. 市民会館敷地	ア+イ
敷地面積		8,680 m ²	5,528 m ²	14,208 m ²
用途地域		準工業地域	準工業地域	準工業地域
現行基準	基準容積率	200%	200%	ア+イ 28,416 m ²
	建設可能床面積	8,680 m ² ×200% =17,360 m ²	5,528 m ² ×200% =11,056 m ²	
ケース1	高度利用地区	350%		ア+イ 41,436 m ²
	建設可能床面積	8,680 m ² ×350% =30,380 m ²		
ケース1のアイ	高度利用地区	300%	300%	ア+イ 42,624 m ²
	建設可能床面積	8,680 m ² ×300% =26,040 m ²	5,528 m ² ×300% =16,584 m ²	
基準建ぺい率		70%(角地)	70%(角地)	70%(角地)
高さ最高限度		31m	31m	31m
その他の都市計画		再開発方針 1号市街地※	再開発方針 1号市街地	再開発方針 1号市街地
		都市計画駐車場 (約200台)		

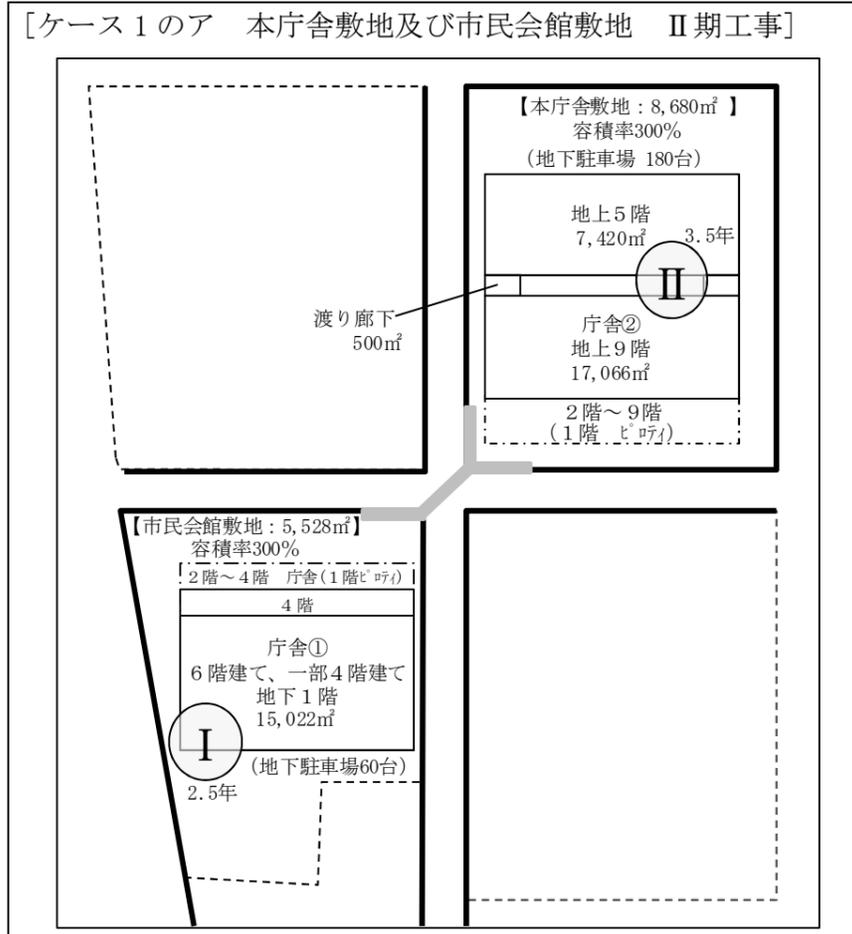
- ・現行容積率では想定 of 40,000 m² の建物が建築できないため、容積率の緩和について検討を要す。
- ・容積率の緩和を行うためには、都市計画の変更手続きを行う必要があり、県など関係機関との協議や周辺住民との合意形成の手続きが別途必要となる。

●議会（危機管理対策・庁舎整備等特別委員会）にてケース想定
本庁舎建設及び市民会館敷地



- ・ 現行の容積率では 40,000 m²の建物が建築できない。
- ・ このため、本庁舎敷地の容積率を、現行の 200%から 350%に緩和する。
- ・ 仮庁舎を必要としない。
- ・ 庁舎で勤務しながら施工が可能であるが、3期にわたる工事が必要となり、基本構想から 13 年を要する。

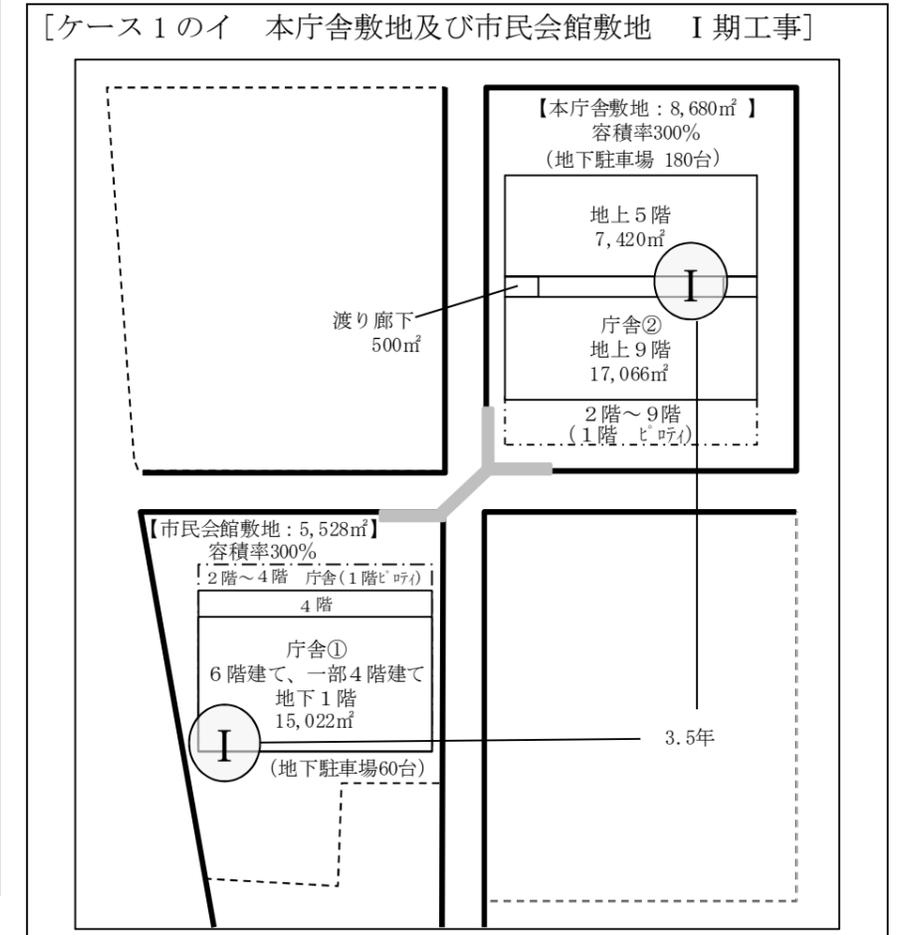
- ・ 第1期工事 市民会館を解体後、この敷地に議会棟・事務所棟及び駐車場棟を建設する。完成後は本庁舎の新館、別館にある議会及び各執務室を移転する。
- ・ 第2期工事 移転により、空き庁舎となった本庁舎の新館及び別館を解体し、この敷地に事務所棟①を建設する。完成後は、本庁舎の本館にある各執務室を移転する。
- ・ 第3期工事 移転により空き庁舎となった本庁舎の本館を解体し、この敷地に事務所棟②を建設する。完成後は、第二庁舎、分庁舎、鳩ヶ谷庁舎などに分散している各執務室の移転を行う。



- ・ 現行の容積率では 40,000 m²の建物が建築できない。
- ・ このため、本庁舎敷地及び市民会館敷地の両方の容積率を、現行の 200%から 300%に緩和する。
- ・ 仮庁舎を必要としない。
- ・ 庁舎で勤務しながら施工が可能であるが、2期にわたる工事が必要となり、基本構想から 10 年を要する。

- ・ 第1期工事 市民会館を解体後、この敷地に庁舎①（約 15,000 m²）を建設する。完成後は本庁舎の新館、別館及び本館にある議会及び各執務室を移転する。
- ・ 第2期工事 移転により、空き庁舎となった本庁舎の新館・別館及び本館を解体し、この敷地に庁舎②を建設する。完成後は、第二庁舎、分庁舎、鳩ヶ谷庁舎などに分散している各執務室の移転を行う。

凡例	Ⅰ I期工事	Ⅱ II期工事	Ⅲ III期工事
----	--------	---------	----------



- ・ 現行の容積率では 40,000 m²の建物が建築できない。
- ・ このため、本庁舎敷地及び市民会館敷地の両方の容積率を、現行の 200%から 300%に緩和する。
- ・ 仮庁舎を必要とする。
- ・ 基本構想から 7 年半を要する。

- ・ 第1期工事 本庁舎の新館、別館及び本館にある議会及び各執務室が移転できる仮庁舎（約 15,000 m²）を設置する。仮庁舎に移転後、本庁舎及び市民会館敷地に同時に庁舎①及び庁舎②を建設する。完成後は、仮庁舎に移転している議会及び各執務室、並びに第二庁舎、分庁舎、鳩ヶ谷庁舎などに分散している各執務室の移転を行う。

平成24年11月～25年8月

●川口市庁舎建設審議会（25名）にて建設地について審議開始
候補地は、「現庁舎敷地並びに現市民会館敷地」または「スキップシティC街区敷地」

答申 6つの視点により評価（①住民の利便性、②防災拠点性、③周辺への影響、④まちづくり等の発展可能性、⑤庁舎建設計画との整合性、⑥建設コスト）
「総合的に判断して、スキップシティC街区の方が優れている。
※ただし、歴史的経緯や市民の思いなどをどのように斟酌するべきかは、最終的には市長、議会の判断に委ねる」とされた。

平成25年12月

●建設地について、前岡村市長は、「まちづくりの観点」、「防災拠点性及び建設コストの観点」、「議会での議決に関する観点」の3つの理由から、「現庁舎敷地並びに現市民会館敷地」にて決断し、議会に上程

結果 賛成多数で可決される。

平成26年3月

●建設地について、奥ノ木新市長は、前岡村市長の決断を承継し、「現庁舎敷地並びに現市民会館敷地」とする見解を表明する。

2. 現庁舎の概要

(1) 市域の変遷

昭和8年4月1日 市制施行

合併（分離）年月日	合併（分離）市町村	面積 (k m ²)	人口 (人)
昭和8年4月1日	川口町、横曽根村、青木村、南平柳村	19.40	45,573
昭和15年4月1日	鳩ヶ谷町、神根村、新郷村、芝村	48.64	97,115
昭和25年11月1日	鳩ヶ谷町分離	42.44	111,558
昭和31年4月1日	安行村	50.54	139,868
昭和37年5月1日	美園村の一部	55.66	190,392
平成23年10月11日	鳩ヶ谷市	61.97	578,951

(2) 人口の推移

年次	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成23年	平成24年	平成26年
人口総数 (人)	451,785	460,080	480,796	505,802	517,171	579,021	583,989

注：平成23年10月11日に鳩ヶ谷市と合併

(3) 市庁舎の沿革

年月日	庁舎の位置	備考	構造
昭和8年4月1日	川口市川口950番地	栄町公民館位置	
昭和10年7月8日	川口市青木1丁目198番地	現庁舎位置	木造2階建て
昭和27年	市庁舎増築（教育委員会）	〃	
昭和33年2月19日	市庁舎火災 (320坪・1,060 m ² 焼失)	〃	
昭和34年12月25日	現市庁舎竣工	〃	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上5階建て

※ 昭和15年 鳩ヶ谷・神根・新郷・芝に出張所を設置

(4) 分散した庁舎の概要

(平成 25 年 12 月 1 日現在)

		竣工年月日	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	勤務職員数 (人)
本 庁 舎	本 館	昭和 34 年 12 月 25 日	1,338.8	7,315.8	796
	新 館	昭和 39 年 9 月 11 日	2,028.4	3,460.7	
	控 室	昭和 43 年 12 月 25 日	120.6	211.6	
	別 館	昭和 47 年 11 月 25 日	445.8	978.5	
小 計				11,966.6	796
分 庁 舎		昭和 57 年 12 月 9 日	344.7	976.5	96
第 二 庁 舎		平成 3 年 3 月 20 日	1,083.8	3,799.5	288
幸 町 分 室		平成 5 年 10 月 1 日	64.8	129.6	6
青 木 分 室		平成 11 年 8 月 31 日	240.8	460.7	31
市民会館 事務棟		昭和 41 年 10 月 14 日	1,233.2	2,937.6	65
合 計				20,270.5	1,282
駐 車 場 棟		昭和 46 年 8 月 31 日	1,901.4	6,455.0	
鳩ヶ谷庁舎		平成 7 年 2 月 28 日	3,018.0	11,385.8	281
朝日環境センター リサイクルプラザ棟 のうち環境部事務課		平成 14 年 11 月 29 日	3,147.9	33,091.2 373.0	65
水道庁舎 のうち下水道部		昭和 43 年 12 月 A 棟 平成 10 年 2 月 C 棟	1,856.7	5,844.5 650.0	63

(注) 職員数はパートを含めた人数

(5) 職員数

(平成 25 年 12 月 1 日時点)

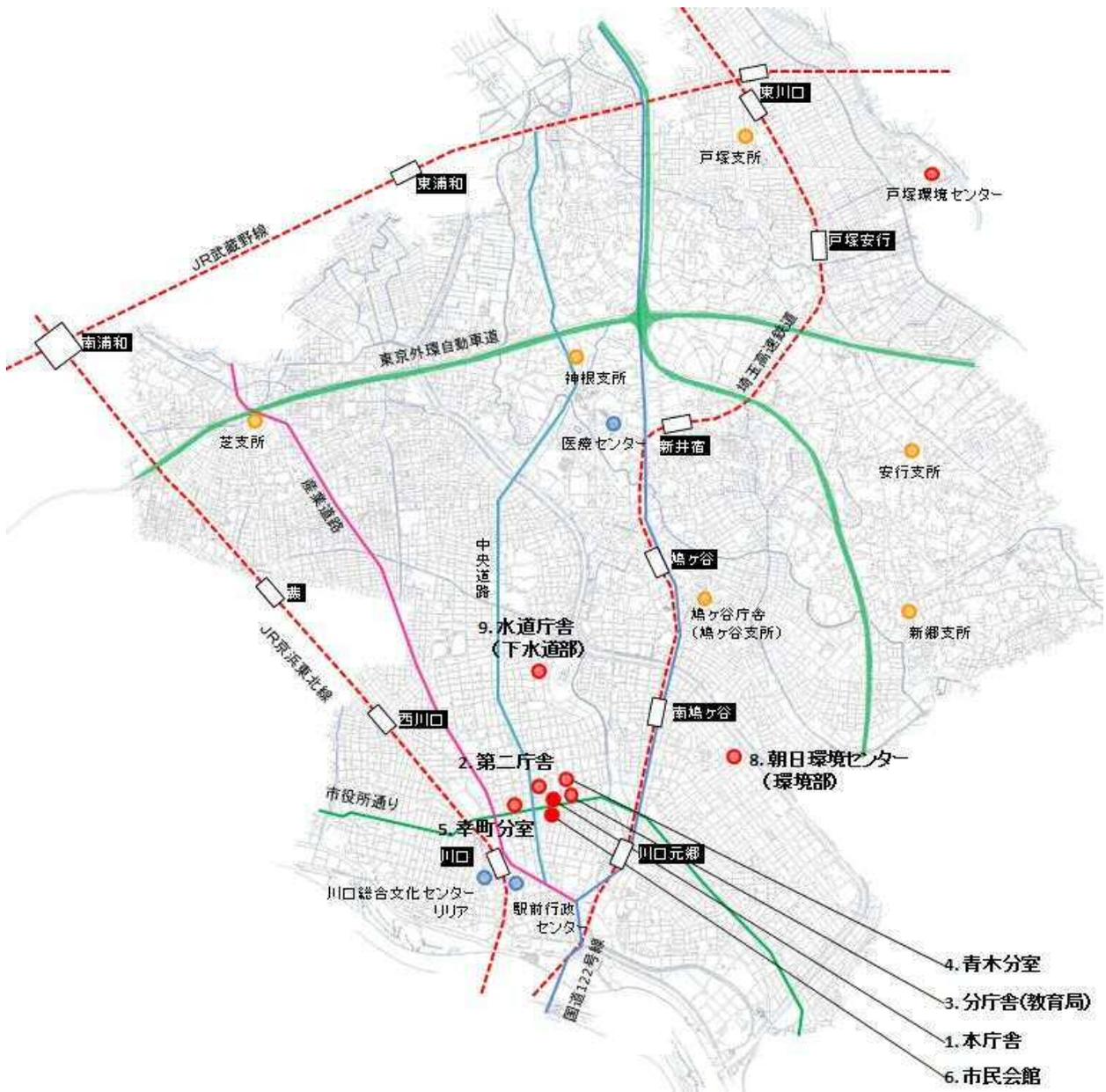
①部局別職員数

部局	特別職	常勤一般職					再任用	事務パート	部局採用職員	委託・派遣職員	合計
		部長・次長	課長・主幹	課長補佐・係長	一般職員	計					
市長直轄	3	7	3	3	10	23	0	2	0	0	28
企画財政部	0	2	4	7	51	64	0	1	0	4	69
総務部	0	3	5	12	39	59	7	4	0	2	72
危機管理部	0	2	3	4	8	17	2	1	1	0	21
理財部	0	6	3	27	148	184	18	14	0	50	266
市民生活部	0	6	3	12	58	79	14	19	10	11	133
福祉部	0	4	7	24	190	225	15	27	24	34	325
健康増進部	0	2	3	15	112	132	5	17	26	0	180
環境部	0	3	4	11	41	59	4	0	0	2	65
経済部	0	3	2	9	29	43	3	0	0	0	46
建設部	0	6	4	14	80	104	10	2	0	7	123
都市計画部	0	5	5	19	64	93	4	1	0	0	98
都市整備部	0	2	4	8	23	37	3	0	0	0	40
下水道部	0	1	4	6	46	57	6	0	0	0	63
会計課	0	1	0	2	10	13	1	0	0	0	14
生涯学習部	1	4	3	12	37	56	4	2	0	1	64
学校教育部	0	5	2	29	31	67	2	6	0	0	75
消防局	0	5	7	10	65	87	12	1	0	0	100
行政委員会	1	3	2	4	11	20	2	1	4	2	30
議会事務局		2	1	4	10	17					17
計	5	72	69	232	1,063	1,436	112	98	65	113	1,829
市議会議員											45
合計											1,874

②庁舎別職員数

庁舎	特別職	常勤一般職					再任用	事務パート	部局採用職員	委託・派遣職員	合計
		部長・次長	課長・主幹	課長補佐・係長	一般職員	計					
本庁舎	4	30	21	83	452	586	42	61	42	61	796
市民会館事務棟		4	5	9	28	46	8	5		6	65
第二庁舎		4	7	23	166	200	14	18	22	34	288
分庁舎	1	8	3	31	44	86	2	6		1	96
鳩ヶ谷庁舎		16	15	46	173	250	19	4	1	7	281
青木分室		1		7	17	25	2	2		2	31
幸町分室				1	5	6	0	0			6
朝日環境センター		3	4	11	41	59	4	0		2	65
水道庁舎		1	4	6	46	57	6	0			63
消防庁舎		5	7	10	65	87	12	1			100
キューポ・ラ			1		2	3		1			4
人材育成センター				1	2	3	1				4
道路維持課・分室					13	13					13
教育研究所・芝園分室			1	1	4	6					6
文化財センター			1	2	4	7	1				8
中青木分室				1	1	2	1				3
計	5	72	69	232	1,063	1,436	112	98	65	113	1,829

(6) 本庁舎等の位置



平成26年7月

川口市新庁舎に係る市民アンケートの実施について (ご協力をお願い)

川口市長 奥ノ木 信夫

市民の皆様には、日頃より市政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、川口市の現庁舎は昭和34年から47年にかけて順次建設され、老朽化、狭あい化、庁舎の分散化、耐震性の低さなど様々な問題を抱えており、これまで建替えを基本に検討をすすめて参りました。さらに、東日本大震災が発生し、庁舎（屋上の望楼等）の一部が損壊するなど、あらためて災害時に防災拠点となる本庁舎の安全性確保が問われることとなり、その後の地震の頻発もあり、庁舎の建替えを急ぐことと致しました。

こうした取組みの一環として、「川口市庁舎に関する来庁実態・意向調査」を株式会社三菱総合研究所に委託し、アンケート調査を実施することになりました。本アンケート調査は、無作為に抽出した市民の皆様へ、現庁舎ならびに新庁舎に関するお考えをお伺いするために実施するものです。

また、庁舎の建設地につきましては、昨年12月に「現本庁舎敷地」並びに「現市民会館敷地」とすることで議会の議決をいただいておりますので、本アンケートには、その前提でご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、お答えいただいた内容は、すべて統計的に処理し、他の目的には一切使用しませんので、お考えのままをご記入ください。ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本アンケート調査について

1. アンケート対象者

川口市が無作為に抽出した20歳以上の市民5,000人

2. アンケート票の回収方法

記入したアンケート票は、平成26年7月〇〇日（〇曜）までに同封した返信用封筒に入れてご返送ください（切手を貼る必要はありません）。

3. アンケート調査の結果

アンケート調査の結果は、統計的に処理したものを〇〇頃に公表する予定です。

4. 問合せ連絡先

川口市理財部 管財課 担当〇〇 〇〇

電話 〇〇〇〇 FAX 〇〇〇〇 電子メール 〇〇〇〇

《アンケートに回答される際のご注意》

回答は、選択する番号に○をつけるかたちで行います。いくつ選択するかについては、問の最後にカッコ書きで指示がありますので、この指示に従って回答してください。

<回答例>問1. 以下のうちあなたの考えに近いものに、○をつけてください。

(該当するもの2つまで)

①. ○○である。

②. △△である。

~~③. ◇◇である。~~ ⇒間違えたら二本線で抹消してください。

④. ☆☆である。

川口市庁舎に関する来庁実態・意向調査 調査票

《現在の庁舎に関する来庁実態についてお伺いします。》

問1. 2011年(平成23年)10月の合併以降、以下の庁舎に訪れたことがありますか(該当するものすべてに○)。なお、地域別の支所(芝・新郷・神根・安行・戸塚・鳩ヶ谷)および川口駅前行政センターは含みません。

- | | | | |
|------------|--------------------|--------|----------|
| 1. 本庁舎 | 2. 第二庁舎 | 3. 分庁舎 | 4. 鳩ヶ谷庁舎 |
| 5. その他分室など | 6. いずれの庁舎も訪れたことはない | | |

問2. 問1で「1.～4.」のいずれかに○を付けた方にお伺いします。具体的には、本庁舎・第二庁舎・分庁舎・鳩ヶ谷庁舎にはどのような用件で訪れましたか(該当するものすべてに○)。

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 1. 戸籍、住民票、印鑑登録 | 8. 子育て(保育園など) |
| 2. 国民健康保険、介護保険、国民年金 | 9. 教育(小中学校、教育相談など) |
| 3. 税金 | 10. 防災、防犯 |
| 4. 文化活動やスポーツ活動 | 11. 町会・自治会や住んでいる地域の相談 |
| 5. ごみ、リサイクルや環境問題 | 12. 市議会や公開されている会議の傍聴 |
| 6. 建築確認申請や都市計画 | 13. 委員会や会議、打合せの参加 |
| 7. 福祉(生活保護、長寿支援、障害者福祉など) | 14. その他(具体的に) |

問3. 問1で「1.～3.」のいずれかに○を付けた方にお伺いします。主にどのような交通手段を使って本庁舎・第二庁舎・分庁舎を訪れますか(1つに○)。複数の交通手段をご利用の場合は、最も長い移動を行った交通手段をご記入ください。

- | | | | | | |
|-------|-------|---------|--------|------------|-------|
| 1. 電車 | 2. バス | 3. タクシー | 4. 自動車 | 5. 自転車・バイク | 6. 徒歩 |
|-------|-------|---------|--------|------------|-------|

問4. 前問で「4. 自動車」あるいは「5. 自転車・バイク」と答えた方に伺います。普段、本庁舎・第二庁舎・分庁舎を訪れるときは、併設されている駐車場、あるいは駐輪場を利用されていますか(1つに○)。

- | | | |
|-------------|-------------|----------------|
| 1. 駐車場を利用した | 2. 駐輪場を利用した | 3. いずれも利用していない |
|-------------|-------------|----------------|

問5. 問1で「1.～3.」のいずれかに○を付けた方にお伺いします。普段、あなたが本庁舎・第二庁舎・分庁舎をよく訪れる時間帯はいつですか(1つに○)。

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 8時～10時 | 2. 10時～12時 | 3. 12時～13時 |
| 4. 13時～15時 | 5. 15時～17時 | 6. 17時以降 |
| 7. 決まっていない | | |

問6. 問1で「1.～3.」のいずれかに○を付けた方にお伺いします。あなたが1年間に本庁舎・第二庁舎・分庁舎を訪れる回数は合わせておよそ何回程度ですか(1つに○)。

- | | | | |
|----------|----------|----------|-----------|
| 1. 年1～2回 | 2. 年3～5回 | 3. 年6～9回 | 4. 年10回以上 |
|----------|----------|----------|-----------|

問7. すべての方にお伺いします。川口市には、地域別の支所(芝・新郷・神根・安行・戸塚・鳩ヶ谷)および川口駅前行政センターや駅前連絡室にて、一部の手続き・相談機能を担っています。あなたは、これまでにこれらの支所・行政センターを利用したことがありますか(1つに○)。

1. ある 2. ない

▶ 問8. 前問で「1. ある」と答えた方に伺います。市役所(本庁舎・第二庁舎・分庁舎・鳩ヶ谷庁舎)と支所、行政センター、駅前連絡室では、どこを利用する機会が最も多いですか(1つに○)。

1. 市役所 (本庁舎・第二庁舎・分庁舎・鳩ヶ谷庁舎のいずれか)
 2. 支所
 3. 行政センター
 4. 駅前連絡室

《現在の本庁舎と検討中の新庁舎について伺います》

問9. 問1で「1. 本庁舎」に○を付けた方にお伺いします。現在の市役所本庁舎に関して、下表の各質問について、日頃の利用経験をもとに、あなたのお考えに一番近い選択肢を選んでください(それぞれ1つに○)。また、①～⑤、⑩の施設を利用したことがない方は、「5. 利用したことがない／わからない」とお答えください。

①駐車場の台数	1. 余裕がある 2. 概ね余裕がある 3. あまり余裕がない 4. 余裕がない 5. 利用したことがない／わからない
②駐輪場の台数	1. 余裕がある 2. 概ね余裕がある 3. あまり余裕がない 4. 余裕がない 5. 利用したことがない／わからない
③待合室・休憩室の大きさ	1. 余裕がある 2. 概ね余裕がある 3. あまり余裕がない 4. 余裕がない 5. 利用したことがない／わからない
④案内・サインのわかりやすさ	1. わかりやすい 2. 概ねわかりやすい 3. あまりわかりやすすくない 4. わかりにくい 5. 利用したことがない／わからない
⑤相談できるスペースのプライバシー	1. 守られている 2. 概ね守られている 3. あまり守られていない 4. 守られていない 5. 利用したことがない／わからない
⑥廊下・階段の広さ	1. 余裕がある 2. 概ね余裕がある 3. あまり余裕がない 4. 余裕がない 5. わからない
⑦複数の建物への分散状況	1. 不便ではない 2. あまり不便ではない 3. やや不便である 4. 不便である 5. わからない
⑧各部課の配置(関係のある課同士との位置関係等)	1. わかりやすい 2. 概ねわかりやすい 3. あまりわかりやすすくない 4. わかりにくい 5. わからない
⑨バリアフリーへの対応	1. 対応できている 2. ほぼ対応できている 3. やや対応不足である 4. 対応不足である
⑩市民が活動できるスペースの広さ・数	1. 余裕がある 2. 概ね余裕がある 3. あまり余裕がない 4. 余裕がない 5. 利用したことがない／わからない
⑪庁舎の建物で不便に感じたことを具体的にお書きください	

問10. すべての方にお伺いします。川口市では新庁舎の建設に当たって、以下の点が重要であると考えています。この中で、あなたが特に重要と考える項目はどれですか。重要度が高い項目から上位3つまでお選びください。(○は3つまで)。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 1つの窓口でできるだけすべての用事を済ませることができること 2. 省エネルギーなど、地球環境に優しい建物であること 3. 災害時でも行政サービスを維持できる防災性能の高い庁舎であること 4. 建物の寿命が長いこと (少なくとも 50 年以上) 5. 建設費が安いこと 6. 駐車場・駐輪場にゆとりがあること 7. 市のシンボルとなるようなすぐれたデザインの建物であること 8. 市民に親しみのある開放的な庁舎であること 9. できるだけ庁舎が分散していないこと 10. 市民が行政と協働できる場所が確保されていること 11. 市役所以外の用事も一緒に済ませられる利便施設や市民利用施設が併設されていること 12. 高度化する情報通信技術 (I C T) の将来変化に柔軟に対応できること 13. その他 (具体的に) 14. わからない |
|--|

問11. すべての方にお伺いします。新庁舎に設置する民間の利便施設や併設する公共施設について、どのようなものがあるとよいとお考えですか(該当するすべてに○)。

①民間の 利便施設	<ol style="list-style-type: none"> 1. 銀行 2. レストラン・カフェ 3. 喫茶店 4. コンビニエンスストア 5. その他 (具体的に)
②公共施設	<ol style="list-style-type: none"> 1. イベント広場・ミニステージ 2. ギャラリー・展示スペース 3. NPO 等の活動拠点 4. 市民協働のためのワークスペース 5. 貸し会議室 6. 市民ホール 7. 市役所以外の公共機関 (具体的に) 8. その他 (具体的に)

問12. 新庁舎整備について、ご意見があれば自由にお書き下さい。

《最後にあなた自身のことについて伺います》

問13. 性別(1つに○)

1. 男性	2. 女性
-------	-------

問14. 年齢(1つに○)

1. 20歳代	2. 30歳代	3. 40歳代
4. 50歳代	5. 60歳代	6. 70歳代以上

問15. お住まいの地域(あてはまる地区名1つに○)

区名	対象住所
1. 中央	本町1丁目～4丁目・栄町1丁目～3丁目・金山町・舟戸町・幸町1丁目～3丁目・川口1丁目～3丁目
2. 横曽根	川口4丁目～6丁目・飯塚1丁目～4丁目・西川口1丁目～6丁目・仲町・飯原町・原町・宮町・南町1丁目～2丁目・緑町・荒川町・並木元町・並木1丁目～4丁目
3. 青木	青木1丁目～5丁目・中青木1丁目～5丁目・西青木1丁目～5丁目・前川町2丁目～4丁目・上青木西1丁目～5丁目・上青木1丁目～6丁目・南前川1丁目～2丁目・前上町・前川1丁目～4丁目
4. 南平	朝日1丁目～朝日6丁目・末広1丁目～3丁目・新井町・元郷1丁目～元郷6丁目・弥平1丁目～4丁目・東領家1丁目～5丁目・領家1丁目～5丁目・河原町
5. 新郷	大字赤井・大字東本郷・大字蓮沼・大字前野宿・大字東貝塚・大字大竹・大字峯・大字新堀・大字榛松・赤井1丁目～4丁目・江戸1丁目～3丁目・江戸袋1丁目～2丁目・本蓮1丁目～4丁目・東本郷1丁目～2丁目・新堀町・榛松1丁目～3丁目
6. 神根	大字安行領根岸・大字安行領在家・大字道合・大字神戸・大字木曾呂・大字東内野・大字源左衛門新田・大字石神・大字赤芝新田・大字西新井宿・大字新井宿・大字赤山・在家町・北園町・柳根町・柳崎1丁目～5丁目
7. 芝	芝中田1丁目～2丁目・芝新町・芝下1丁目～3丁目・芝1丁目～5丁目・芝樋ノ爪1丁目～2丁目・芝富士1丁目～2丁目・芝園町・大字芝・大字伊刈・大字小谷場・芝高木1丁目～2丁目・芝宮根町・芝東町・芝塚原1丁目～2丁目・芝西1丁目～2丁目
8. 安行	大字安行原・大字安行領家・大字安行慈林・大字安行・大字安行吉岡・大字安行藤八・大字安行吉蔵・大字安行北谷・大字安行小山・大字安行西立野・安行出羽1丁目～5丁目
9. 戸塚	大字西立野・大字長蔵新田・大字久左衛門新田・大字藤兵衛新田・大字行衛・大字差間・東川口1丁目～6丁目・北原台1丁目～3丁目・戸塚1丁目～6丁目・戸塚鉄町・戸塚境町・戸塚東1丁目～4丁目・差間1丁目～3丁目・長蔵1丁目～3丁目・戸塚南1丁目～5丁目
10. 鳩ヶ谷	桜町・鳩ヶ谷本町・坂下町・三ツ和・八幡木・大字里・大字辻・大字前田・鳩ヶ谷緑町・南鳩ヶ谷

問16. ご職業(1つに○)

1. 自営業	2. 会社員	3. 公務員	4. 学生
5. 主婦	6. 無職	7. その他 ()	

問17. 川口市の居住歴(1つに○)

1. 5年未満	2. 5～10年
3. 11～20年	4. 20年以上

問18. 世帯構成(1つに○)

1. 単身世帯(ひとり暮らし)	2. 1世代世帯(夫婦だけ)
3. 2世代世帯(親と子)	4. 3世代世帯(親と子と孫)
5. その他(具体的に)	

質問は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

川口市新庁舎建設基本構想・基本計画策定業務委託 業務計画書(案)

平成 26 年 5 月 8 日

株式会社 三菱総合研究所

I. 検討業務内容

1. 川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会の審議・運営に関すること

- ① 新庁舎建設における有識者・市民参加の会議体の運営実績を活かし、事前調整を密に行うことで、審議会運営を効率的に進めます。審議会開催回数を7回と設定し、各回の検討テーマは次のように想定します。この他、先進事例視察も行います。

回数	主な検討テーマ
第1回	審議会設置の主旨・検討経緯・検討項目・検討スケジュール等の確認、座長選任、市民アンケート設問案等
—	先進事例視察(立川市庁舎、町田市庁舎を予定)
第2回	基本構想(中間報告:基本的な考え方、基本理念等)、市民アンケート結果
第3回	基本構想(中間報告:分庁舎等の利活用方策、敷地利用計画、建築計画等)
第4回	基本構想(答申案)⇒市が基本構想(素案)のパブリックコメント収集
第5回	基本構想(案)、基本計画の検討課題と検討方法の確認
第6回	基本計画(答申案)⇒市が基本計画(素案)のパブリックコメント収集
第7回	基本計画(案)、今後の検討予定等

- ② 収集したパブリックコメントは、意見のカテゴリ化により効率的に整理します。
- ③ 対象の文書は基本構想(素案)、基本計画(素案)を想定し、集まった意見を反映したものを「案」、これを庁内及び議会に諮って承認されたものを「成案」と位置づけます。

2. 新庁舎の要望に係る市民アンケートの実施に関すること

- ① 新庁舎建設に関する市民アンケート実績を活かし、設問設計から発送・回収、集計分析までを効率的に遂行し、わかりやすい図表整理や自由意見のカテゴリ化などを行います。
- ② 主な設問構成は、次のように想定されます。

- 現庁舎の問題点(老朽化、分散化、狭隘化等)
- 新庁舎に望まれること(重視する機能《防災拠点機能、市民利便機能、市民協働機能、環境共生機能等》、鳩ヶ谷庁舎・分庁舎等の活用《支所機能、一部の機能》、市民会館に代わる機能 等)
- 属性:性別、年齢層、居住地域、居住年数
- 来庁頻度、来庁用件

3. 庁内検討会議の運営・支援に関すること

- ① 新庁舎建設に関する多数の庁内会議体を並行して運営支援した実績とノウハウを活かして、事前の調整を密に行うことで効率的に遂行します。

- ② 部会については貴市の意向に沿って構成されますが、仮に4部会と想定しますと、経験的には、以下のような構成案が考えられます。

- 市民利用空間検討部会(窓口、市民交流・協働空間、テナント、ホール機能等)
- 執務空間検討部会(執務空間、会議室・打合空間、書庫・倉庫、福利厚生等)
- 施設計画・周辺整備検討部会(建設計画、周辺基盤整備、既存庁舎の利活用等)
- 事業手法・財政計画検討部会(事業手法比較、事業費、財源調達、市財政への影響等)

- ③ 部会の開催回数を仮に7回と想定しますと、各回の検討テーマ案は次のように考えられます。部会間の情報共有と内容の調整を図るため、初回、中間回、最終回を全体会議として開催することを提案します。

回数	区分	検討テーマ
第1回	全体	検討経緯、検討テーマ、検討スケジュール、現状と重点検討課題等
第2回	個別	基本構想に向けた各テーマの検討①（先進事例等）
第3回	個別	基本構想に向けた各テーマの検討②
第4回	個別	基本計画に向けた各テーマの検討③
第5回	個別	基本計画に向けた各テーマの検討④
第6回	全体	庁内検討会議としての基本構想（素案） ⇒ 審議会答申との調整を経てパブリックコメント収集へ
第7回	全体	パブコメ結果、基本構想（案） 基本計画に向けた検討課題と検討の方向性

4. 鳩ヶ谷庁舎、第二庁舎、分庁舎等の将来の利活用の検討に関すること

① 既存庁舎利活用の前提条件について、以下の視点から検討します。

- 新庁舎に集約すべき（集約可能な）本庁部署の整理
- 本庁・支所・連絡室から構成される行政サービス施設の将来像
- 公共施設整備の需要と再編の方向性、個別施設の整備予定の把握
- 長期的な人口動向 等

② 前項に基づき、既存庁舎の利活用方針について貴市の意向を十分にふまえて検討します。現段階では、新耐震基準以前の施設は、立地条件や耐用年限を勘案して継続利用や除却などの処分方針を検討し、一方、新耐震基準以降の比較的新しい施設は基本的に利活用（他の公共用途に転用、NPO・民間等に賃貸等）する方向が想定されます。

5. 川口市新庁舎建設基本構想の作成に関すること

(1) 新庁舎建設の必要性及び検討の経緯

① これまでの検討結果を元に、現庁舎の課題と新庁舎建設の必要性などを整理します。

② 全国の類似団体（特例市27市）及び人口規模が比較的近い自治体の中から、平塚市、長岡市、つくば市、町田市などを先進事例として選び、新庁舎建設の規模（延床面積、駐車場）、建物形状、複合施設、事業スケジュール、事業費、事業手法等の諸元について整理します。

(2) 新庁舎の基本的な考え方

① 新庁舎建設の基本方針と理念について、市の上位計画との整合性を図りつつ立案します。

(3) 庁舎の基本指標

① 国立社会保障・人口問題研究所の推計（下表参照、平成25年3月）及び市の上位計画等の推計値に基づいて、本基本構想で前提に置く市の将来人口を設定します。

年次	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
人口総数(人)	561,506	571,613	572,928	568,640	560,448	549,589	536,902

② 庁舎の分散化が解消されることを前提とした職員数を設定するとともに、議員定数等に基づいて議員数を設定します。これらに基づいて後段で庁舎の規模を設定します。

(4) 庁舎の機能

庁舎機能についても多数の検討実績を有し、先進事例についても把握していますので、効率的な検討が可能です。近年の整備事例や類似都市における庁舎の機能を整理したうえで、以下に示す各機能のあり方を整理します。

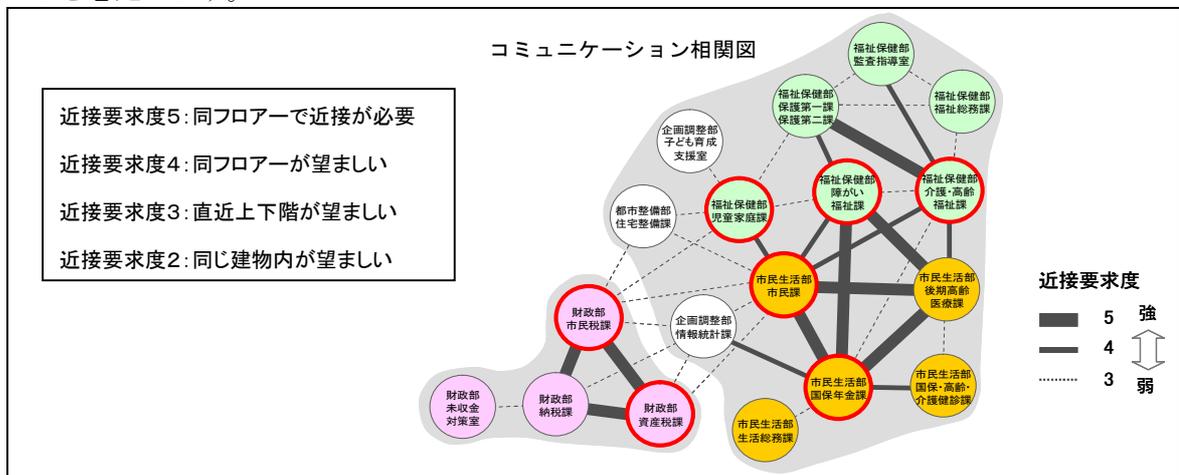
① 市民利便性機能については、手続きや相談機能の総合窓口化（ワンストップサービス）の

考え方について検討するほか、**市民協働スペース**など、低層階に配置すべき機能の所要面積を設定し、後段の建設計画における新庁舎の低層階の床面積との調整を図ります。

- ② **防災拠点施設**については、関係諸室や設備の機能と規模について先進事例等を元に設定します。免震・耐震構造の検討は、代替案のメリット、デメリットを比較評価し、建築計画との調整を図りつつ設定します。
- ③ **執務機能、会議室・作業室等の機能**については、後段の「窓口や執務空間に関する考え方」の検討との整合性を図りつつ、望ましい規模と配置の考え方を検討します。
- ④ **議会関係**は、議員1人当たり面積等に基づいて規模を設定します。
- ⑤ **環境共生機能**については、先進事例等に基づいて機能導入のあり方を検討します。
- ⑥ **ユニバーサルデザイン、セキュリティ関係**については、整備の目標水準や動線計画の視点から検討します。
- ⑦ **産業活性化関係**については、産業振興をはじめ、貴市らしい庁舎とするための導入機能、地元産業への発注可能性等の視点から提案します。
- ⑧ **その他（市民会館に代わる市民交流拠点）**については、市内のホール整備と利用実態を把握した上で、庁舎との複合施設の先進事例等を参考にしながら新庁舎に併設するホール機能について検討します。現段階では、市民交流機能の1つとして多目的に使える小ホール（平床）を整備し、被災時には災害対応スペースとして活用することを提案します。

(5) 窓口や執務空間に関する考え方

- ① 窓口空間・執務空間の現状調査をはじめ、各部局間のコミュニケーション調査分析（下図参照）、文書量調査を実施し、これらの調査結果に基づいて必要機能、窓口及び執務空間のあり方と働き方、フロー構成等を検討した複数の実績を有しています。
- ② 窓口空間・執務空間の現状調査と文書量調査を基に、執務空間の必要最低限規模を設定します。また、各部局間のコミュニケーション調査分析により部署間の近接要求度を整理し、これを基に部署のフロー構成を設定します。これらの結果を基本計画に反映します。
- ③ 本業務項目については、業務実績の豊富な事務機器メーカー（イトーキ）に再委託することを想定します。



(6) 建設計画に関する考え方

- ① 建設地の立地特性を整理するとともに、景観面、環境面、防災面、容積率等の側面から周辺地域への配慮と影響について検討します。
- ② 都市計画変更については、総合設計制度の活用可能性を含め、高度利用地区、地区計画の適用可能性や変更方針を検討します。
- ③ 敷地の利用計画については、庁舎本体の配置をはじめ、動線配置、自然環境条件（震災・洪水・豪雨対策等）、駐車場・駐輪場、バス停、タクシー乗り場、多目的スペース、庁舎間通路などについて代替案を作成し、次項の建築計画と連動させた比較評価を行い、優位案を選択します。

- ④ 庁舎規模については、次のような推計方法を総合的に勘案して設定します。

- 将来の職員数に基づいた推計（総務省旧記載基準）⇒ これをベースとする
- 将来の職員数に基づいた推計（国交省新営一般庁舎面積算定基準）
- 先進事例における原単位に基づいた推計（人口当たり延床面積、職員当たり延床面積）
- 執務空間の現状調査による現状に即した規模の推計
（文書量の削減による倉庫・書庫スペースの削減、会議スペースの効率化）

- ⑤ 市民会館に代わる市民交流拠点については、「川口文化センター・リリア」とのすみ分けを意識し、大規模災害発生時には避難空間あるいは緊急物資の集配拠点として機能し、平常時はイベント開催可能な平土間ステージとして活用可能な空間の整備を提案します。

- ⑥ 建築計画を検討する基本方針は、次のように考えています。

- コンパクトで使いやすい周辺住宅地に配慮した庁舎
（窓口部分の低層階への集約、階数を抑えることでの周辺の日影・圧迫感の低減）
- 災害時にも庁舎機能を維持可能な安全・安心な庁舎
（耐震安全性の目標を構造体「I類」に設定、免震構造の検討、浸水対策）
- 最小限の移転、最大限の効率となる建替えローテーションの検討
（居ながら建替えの検討、引越しの最低限化、工事期間中の安全対策）

- ⑦ なお、弊社は一級建築士事務所として登録されており、本業務において資格保有者を実質的な責任者とするほか、一級建築士の資格保有者を複数名起用します。また、建設計画の一部の業務を設計事務所に再委託することを想定します。建築計画上の専門的な内容の理解及び再委託先への指示等は的確に行なった実績を有しています。

6. 川口市新庁舎建設基本計画の作成

(6) 建設計画に関する考え方

- ① 新庁舎建設に関する基本構想と基本計画を一貫して作成した経験を活かして、基本構想の内容全般についてさらに掘り下げ、市民・議会・庁内の合意形成が図りやすく、設計段階の基本要件が分かる基本計画を作成します。
- ② 基本計画段階で掘り下げるべき重要な項目は、これまでの業務経験から次のような諸項目になると想定されます。

- 建設計画全般（庁舎規模、敷地利用計画、建築計画、構造計画、防災拠点整備計画、移転計画等）
- 窓口や執務空間（市民利用空間、執務空間、会議室・作業室、フロアプラン等）
- 事業計画（事業費、財源計画、事業手法・発注手法、事業スケジュール）

- ③ 建築計画、構造計画、防災拠点整備計画については、代替案を作成し総合的な視点から比較評価して優位案を導き出します。特に、建築計画と完成するまでの移転計画の2つを密接に関連づけながら検討することが本業務の大きなポイントになると理解しています（移転計画は、市民利用スペース、執務スペース、議会スペースなど主な用途別に移転の必要性と対応策を検討する必要があります）。
- ④ 移転計画では建替えローテーションを検討します。検討のイメージを以下に示します。



- ⑤ 基本構想段階のパブリックコメント収集結果を十分にふまえて、基本計画(素案)のパブリックコメント収集を実施し、これらを反映した基本計画(案)を作成し、成案に至るよう調整を図ります。

(7) 事業計画に関する考え方

- ① 庁舎建設に関する事業手法・発注手法については、PFI等の民間活用手法を含めて豊富な業務実績を有しています。手法の代替案の比較評価を行い、新庁舎建設が地元経済にもたらす経済波及効果が見込める優位性の高い事業手法・発注手法を提案します。
- ② 前項の代替案比較の際に、事業スケジュールを評価指標の1つとして取上げ、優位性の高い手法の選択を行いません。
- ③ 新庁舎に関するライフサイクルコスト、及びライフサイクルコストCO₂の算定実績を有しています。貴市の算定方式ならびに原単位がある場合は、それを用いて算定します。
- ④ 新庁舎建設の事業費については、先進事例ならびに貴市の公共施設建設単価の事例等から面積当りの建設単価を割出し、これに床面積を乗じて算定します。また、建設価格の高騰について可能な範囲で見通しを検討し、事業費の算定に反映します。
- ⑤ 新庁舎建設の財源は、主に積立金、起債、一般財源の3つから構成されると理解しています。国庫補助金については、高度な省エネ設備の導入など個別機器の導入や周辺地区整備等が補助対象の候補となります。これらを検討して最適な財源計画を立案します。
- ⑥ 新庁舎の設計者選定に関する仕様書等について作成実績を有しています。貴市の公共施設の設計仕様の事例をひな型として、本件の設計仕様案を作成します。

(8) 運用管理計画に関する考え方

- ① ライフサイクルコストの低減を図り、建築物総合環境性能評価(CASBEE)のSランクを目標とできるような運用管理方式を検討します。
- ② こうしたシステムを長期的に継承できる運用管理委託方式を提案します。

II. 業務遂行方針

1. 基本構想から基本計画、設計要件まで広範な検討を短期集中で遂行します

本業務は、基本構想と基本計画を一貫して作成することにより、設計要件を含む広範な内容に及ぶとともに、有識者・市民参加の審議会及び庁内検討会議（5つの専門部会）の運営支援を通じて取りまとめることが求められています。実質的には17ヶ月という短期間で、基本構想・基本計画を取りまとめる必要があるため、所定の業務内容を確実に遂行しきることを最優先させて、全力で取り組むことを基本姿勢といたします。

なお、仕様書に記載されていない事項に対するご要望についても真摯に対応いたしますが、スケジュールや費用に影響を与える事態が生じた際にはご協議させていただきます。

2. 庁舎建設計画に関する豊富な業務経験とノウハウをフル活用します

弊社は、庁舎建設の基本構想・基本計画の作成や会議体の運営支援に関する多数の業務実績を有しています。庁舎の機能、規模、建設計画、事業計画、パブリックコメント、市民アンケートなど、すべての検討項目について複数の実施経験と最新の知見を有しています。これらを活用して効率的に業務を遂行し、貴市固有の検討課題に充てる時間をできるだけ多く確保します。

また、東日本大震災以降に顕在化した防災性や強靱性などの新たな要求性能・水準への対応を重視した基本構想・基本計画の作成を進めます。

3. 段階的な建設計画・移転計画と既存庁舎の利活用に重点を置いて検討を進めます

貴市における新庁舎建設は、①現本庁舎と市民会館の両敷地を用いるため、段階的な建設計画と効率的な移転計画を立案すること、また、②本庁機能の分散化問題が解消される結果、既存庁舎の利活用方策を講じることが必要になることの2点が、検討のポイントになると理解しており、これらに重点を置いて検討を進めます。

4. 総合シンクタンクとして庁舎建設の構想・計画作成に必要な専門的な知見を結集します

弊社は総合シンクタンクとして、庁舎等公共施設整備の建築計画をはじめ、防災、ユニバーサルデザイン、環境共生、ICTを活用した行政サービスなどに関する各領域の専門家集団を擁しており、ハード、ソフトの両面にわたって高度な知見を結集して業務を遂行します。

5. 市民合意、議会合意、庁内合意に向けて明確でわかりやすい構想をつくります

基本構想・基本計画は、市民共有の財産として次世代に引き継がれる新庁舎を建設するための基本的な要件を示すものです。市民合意、議会合意、庁内合意を図りやすく、とりわけ、議会と市民に対して明確な説明ができるわかりやすい基本構想・基本計画を作成します。

6. 市庁舎は自治体の“顔”であり、貴市らしさを備えた庁舎像を提案します

市庁舎は、市内最大の公共建物であり、市の“顔”となる象徴的な施設です。新庁舎の建設に当たっては、市民に親しまれる開かれた庁舎とすること、地域産業や中心市街地の活性化に寄与すること、また、貴市らしさを備えた特徴ある施設とサービスを実現することが求められます。このような視点から、市民サービス向上、市民交流、市民協働、環境共生、市内産業活性化などの側面から、貴市らしさを備えた庁舎像を提案します。

7. 今後の公共施設マネジメントの取り組みを先導する庁舎のあり方を提案します

新たに整備する庁舎に付随する機能として市民会館に代わる市民交流拠点のあり方を提案します。また、鳩ヶ谷庁舎、第二庁舎、分庁舎等の将来の利活用の検討は、公共施設の再編・再配置を念頭において、以下の視点に留意して進めます。

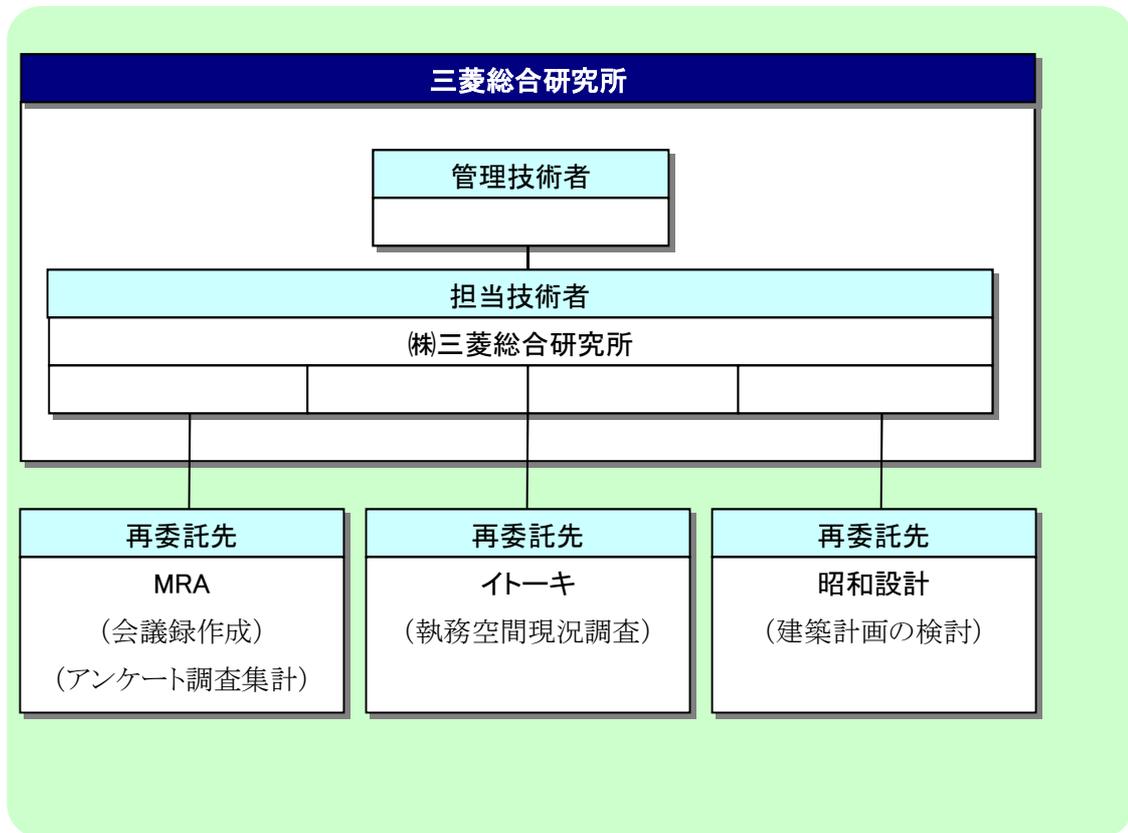
①公共施設の安全確保、②公共施設の老朽化対応、③合併により生じた余剰・重複施設の整理、④将来の施設管理運営コストの削減、⑤将来の人口の減少・人口構成の変化への対応、⑥環境問題への対応

Ⅲ. 業務詳細工程

項目	平成26(2014)年								平成27(2015)年								
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1. 川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会の審議・運営			① ○ 現地視察	②	③	④		⑤						⑥		⑦	
2. 新庁舎の要望に係る市民アンケートの実施	←→	←→	←→	←→	←→												
3. 庁内検討会議の運営・支援			① ②	③ ④	⑤			⑦									
4. 鳩ヶ谷庁舎、第二庁舎、分庁舎等の将来の利活用策の検討			←→	←→	←→					←→	←→						
5. 川口市新庁舎建設基本構想の作成								←→	←→								
(1) 新庁舎建設の必要性及び検討経緯	←→																
(2) 新庁舎の基本的な考え方		←→															
(3) 庁舎の基本指標	←→																
(4) 庁舎の機能		←→	←→	←→	←→												
(5) 窓口や執務空間に関する考え方																	
ア. 窓口空間及び執務空間の現状調査と検討			←→	←→	←→												
イ. 文書量調査			←→	←→	←→												
ウ. 必要機能の検討					←→	←→	←→	←→									
エ. 窓口空間及び執務空間のあり方と働き方の検討					←→	←→	←→	←→									
オ. フロアー構成の考え方					←→	←→	←→	←→									
(6) 建設計画に関する考え方																	
ア. 建設場所の考え方		←→	←→														
イ. 都市計画変更に関する考え方		←→	←→														
ウ. 敷地の利用計画に関する考え方			←→	←→	←→												
エ. 建築計画に関する考え方				←→	←→	←→	←→	←→									
(7) 事業計画に関する考え方					←→	←→	←→	←→									
(8) 運用管理計画に関する考え方					←→	←→	←→	←→									
6. 川口市新庁舎建設基本計画の作成														←→	←→	←→	←→
(1) 新庁舎建設の必要性及び検討経緯									←→	←→							
(2) 新庁舎の基本的な考え方									←→	←→							
(3) 庁舎の基本指標									←→	←→							
(4) 庁舎の機能									←→	←→							
(5) 窓口や執務空間に関する考え方									←→	←→	←→						
(6) 建設計画に関する考え方										←→	←→	←→	←→				
(7) 事業計画に関する考え方											←→	←→	←→				
(8) 運用管理計画に関する考え方												←→	←→				
担当者打合せ	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆
成果品の作成																	←→

注) 表内の①、②…は、当該会議体の開催回数を示す。

IV. 業務実施体制



V. 打ち合わせ計画

担当者打合せについては、原則として月1～2回行なうものとし、発注者（事務局担当者）と協議の上で打合せ日程を決定する。

担当者間の面談打合せを補完するため、電子メール及び電話を活用した打合せを随時行なう。

VI. その他、発注者が必要とする事項

その他、発注者が必要とする事項が生じた場合、受託者は発注者と協議の上、対応する。

以上

庁内検討会議の進め方について

- 基本構想の策定に先立ち、職員による庁内検討会議を4部会で各7回の開催を想定しています。

■第1部会（市民利用空間検討部会）

検討テーマ案	検討事項
1. 市民に便利なワンストップサービス	(1) ワンストップサービスの動向（先進事例など） (2) 川口市におけるワンストップサービスの基本的方向 (3) 川口市におけるワンストップサービスの内容 ① 具体的なサービスメニュー ② サービス方式 ③ 空間配置イメージ ④ 遠隔相談サービスシステムの活用方策 ⑤ 運営方法
2. 支所機能の充実について	(1) 支所機能の現状と可能性 ① 支所で行っているサービスメニュー、方式 ② 本庁舎で行っているサービスで支所に委譲が可能な要素 (2) 本庁舎整備を契機とした支所機能の充実の可能性
3. 市民との協働スペースの確保について	(1) 行政と市民の協働をめぐる動向（先進事例など） (2) 川口市における行政・市民協働の基本的方向 (3) 川口市における行政・市民協働の内容 ① 協働すべき分野（施策、事業、サービスなど） ② 協働の方式 ③ 協働に参画する主体（市民、NPO、団体、事業者など） ④ 協働スペースの機能と規模 ⑤ 協働スペースの運営方式 ⑥ 活動状況イメージ
4. ホール機能	(1) 川口総合文化センターリリア及び休館前の市民会館の利用状況 (2) 川口市庁舎内におけるイベント等の開催状況（分庁舎等含む） (3) 市区庁舎におけるホール機能整備の動向（先進事例等） (4) 川口市新庁舎におけるホール機能の内容 ① ホールに求められる機能（平常時） ② ホールに求められる機能（非常時） ③ ホールの機能、形態と規模 ④ ホールの運営方式 ⑤ ホールの活用イメージ
5. 今後の検討課題	(1) ワンストップサービスの方策 (2) 市民協働スペースのあり方 (3) ホール機能のあり方

■第2部会（執務空間）

検討テーマ案	検討事項
1. 検討の前提条件	(1) 職員数の想定 (2) 組織構成の想定
2. 執務空間の構成と考え方	(1) 一般執務空間／市民対応空間 (2) 会議・打合せ空間 (3) 書庫・倉庫機能 (4) 防災・災害復興拠点 (5) 市民との協働空間 (6) その他（特殊用途、部門交流空間、将来変化への対応）
3. 議会・市民利用空間との関係	(1) 議会諸室との関係 (2) 市民利用空間との関係（市民交流、市民協働） (3) 市民利便サービス・空間のあり方（レストラン等） (4) 配置及び動線の考え方
4. 福利厚生空間	(1) 飲食・購買・リフレッシュ (2) 医療・救護 (3) その他の福利厚生空間（駐車場・駐輪場含む）
5. 開庁時間の柔軟な対応とセキュリティ確保	(1) 開庁時間の延長方針 (2) 延長時間における開庁空間のあり方 (3) 管理区分とセキュリティ（システム含む）の考え方
6. IT対応	(1) 第2次川口市情報化基本計画のフォローアップ方針 (2) 情報通信ネットワークを活用した執務イメージ (3) ITインフラ構築の基本方向
7. 現状把握調査結果と今後の検討課題	(1) 一般執務空間の基本配置ユニット (2) 執務空間のイメージ (3) 会議スペースのあり方 (4) 文書量の実態 (5) 部署間の関連性からみた配置方針 (6) 配置及び動線計画

■第3部会（施設計画・周辺整備）

回	検討テーマ案	検討事項
1. 検討の前提条件		(1) 庁舎の現況（施設配置、施設概要） (2) 新庁舎建設の必要性及び検討の経緯 (3) 先進事例の紹介 (4) 建設地の法規制・周辺環境等の整理
2. 新庁舎の基本的な考え方		(1) 新庁舎建設の基本方針と理念
3. 新庁舎に求められる機能		(1) 防災拠点機能 (2) 議会関係 (3) 環境共生機能 ・雨水貯留施設、緑化、省エネルギー、太陽光利用 (4) ユニバーサルデザイン（バリアフリー） (5) 産業活性化機能 ・市民利便性機能は第1部会で検討 ・執務機能、会議室・作業室等の機能、セキュリティ機能は第2部会で検討
4. 駐車場、車寄せの検討		(1) 現状の駐車場、車寄せ（バス停含む）の整備状況 (2) 駐車場、車寄せの整備の動向（先進事例など） (3) 川口市新庁舎における駐車場、車寄せのあり方 ① 駐車場の収容台数 ② 駐車場の形態と配置 ③ 駐車場の運営方式 ④ 車寄せの機能、規模と配置
5. 庁舎規模の検討		(1) 将来の職員数に基づいた推計（総務省旧基準） (2) 先進事例における原単位に基づいた推計（人口当たり延床面積、職員当たり延床面積） (3) 執務空間の現状調査による現状に即した規模の推計（文書量の削減による倉庫・書庫スペースの削減、会議スペースの効率化） (4) 庁舎規模の設定
6. 鳩ヶ谷庁舎、第二庁舎、分庁舎等の将来の利活用の検討		(1) 新庁舎に集約する（集約可能な）本庁部署の整理 (2) 本庁・支所・連絡室から構成される行政サービス施設の将来像 (3) 公共施設整備の需要と再編の方向性、個別施設の整備予定の把握 (4) 長期的な人口動向の整理 (5) 類似事例の紹介 (6) 既存庁舎の利活用方針の検討
7. 今後の検討課題		(1) 建設地における配置計画 (2) 建替えローテーション計画

■第4部会（事業手法・財政計画）

回検討テーマ案	検討事項
1. 検討の前提条件	(1) 上位計画の反映 (2) 市財政の見通し
2. 新庁舎建設に係る財源	(1) 積立金 (2) 地方債 (3) 一般財源
3. 事業手法をめぐる動向	(1) 建設・維持管理運営手法の動向と先行事例 (2) 発注手法の動向と先行事例
4. 事業手法の選択肢と選定方針	(1) 適用可能な選択肢と一般的な特長 (2) 庁舎建設への各手法導入のメリットと課題 ① 公共直営方式（従来方式） ② P F I方式 ③ 公設民営方式
5. 発注方式の選択肢と選定方針	<設計> (1) 入札方式とプロポーザルコンペ方式 (2) 設計施工一括発注（DB）方式 (3) 市民意向を反映する発注方式 <施工> (1) 分離発注（従来方式）に関する手法 (2) 一括発注（総合評価方式等）に関する手法 (3) 市民意向を反映する発注方式
6. 新庁舎に係る費用	(1) 設計・監理費 (2) 工事費（本体工事、外構工事） (3) 備品費 (4) 移転費 (5) 維持管理費 (6) その他経費
7. 優位性のある事業手法と発注手法の選定	(1) 事業手法の選定案 (2) 発注手法の選定案
8. 新庁舎建設が財政に及ぼす影響	(1) 建設費・維持管理費の年次別発生シミュレーション (2) 財政負担の年次別シミュレーション (3) 財政負担の吸収可能性評価 (4) 配慮事項と対応方針
9. 今後の検討課題	(1) 事業手法の確定に向けた検討課題 (2) 発注手法の確定に向けた検討課題 (3) 今後の検討体制、スケジュール

川口市新庁舎建設基本構想

前半部分（案）

平成 26 年 6 月

川 口 市

目 次

1. 新庁舎建設の必要性及び検討経緯	1
(1) 現庁舎の現状と課題	1
(2) 新庁舎建設の必要性	5
(3) 新庁舎整備の検討経緯	6
2. 新庁舎の基本的な考え方	8
(1) 上位計画との整合性	8
(2) 基本方針	8
3. 庁舎の基本指標	10
(1) 将来人口	10
(2) 職員数、議員数の決定	11

1. 新庁舎建設の必要性及び検討経緯

現庁舎の現状と課題を踏まえた新庁舎建設の必要性、及び、その検討の経緯は、以下のとおりです。

(1) 現庁舎の現状と課題

現在の本庁舎及び、鳩ヶ谷庁舎、第二庁舎、分庁舎等を含む現庁舎は、市域の拡大や人口の増加、社会情勢の変化に伴う行政需要の増大など、その時代の要請に応じて、これまで増築や分庁舎への拡張等を繰り返してきましたが、老朽化、耐震性不足、狭あい化、分散化などの様々な課題に直面しています。

1) 庁舎等の老朽化

本庁舎（昭和34年竣工）は竣工後55年が経過し、その後の増築部分や駐車場棟を含めても、40年が経過しており、建物の内外装や設備、機能等の老朽化が進んでいます。

2) 耐震性不足

平成21年度に報告された「本庁舎の耐震診断結果について」では、本庁舎本館、新館、駐車場棟は、耐震診断の結果、ほとんどの階において、また別館については1階部分について、構造耐震指標（Is値）¹が市庁舎に必要とされている構造耐震判定指標（Iso値=0.75）²を下回り、耐震補強が必要であると判定されました。

多くの市民や職員が利用する施設として、また、首都直下地震などの大地震発生時には本市の防災対策のコントロールタワーとなる施設として、耐震性の高い、安全で安心できる市庁舎であることが望まれます。

また、地震の他、本市は荒川の堤防決壊による浸水被害³への備えも求められます。

3) 狭あい化

本庁舎は狭あい化が進み、充実した市民サービスの提供のため、本来は隣り合うべき部課や諸室が離れていたり、階が異なったりと、機能の分散化を助長する要因となっています。

また、必要な窓口カウンター数や十分な待合スペースの確保ができず、充実した市民サービスの提供が難しくなっています。受付カウンターのスペースを確保できないことから、廊下に受付を設置している例も見られます。相談スペースが十分に確保できないことから、プライバシーへの配慮も課題としてあげられます。

¹ 対象となる建築物が有している耐震性能を表す。

² 想定した地震動に対して、対象となる建築物が安全であるとされる構造耐震指標。

³ 「川口市洪水ハザードマップ 平成25年3月改訂」にもとづくと、概ね200年に1回程度発生する規模の大雨（3日間の総雨量548mm程度）により、荒川の堤防の破堤等を想定した場合、川口市の南部地域は、2.0～5.0m未満の浸水被害が想定されています。

4) 庁舎・倉庫等の分散化

急激な人口増による事務量の増大等を背景に、本庁舎は増築や分庁舎を活用するなど、規模を拡大してきました。平成15年に環境部の事務部局が、朝日環境センターリサイクルプラザ棟に移転するなど、本庁機能の分散化が進みました。

そのため、来庁者は来庁の目的によっては、複数の窓口をわたり歩くことを余儀なくされ、また、同時に職員の移動も必要となるため、事務作業の非効率化にもつながっています。

平成23年の鳩ヶ谷市との合併の際には、鳩ヶ谷支所として市民の窓口を鳩ヶ谷庁舎に残し、市民生活の利便性に配慮しています。しかし、建設部や都市計画部、都市整備部などの建設部門や危機管理部を鳩ヶ谷庁舎に移転したことにより、本庁機能の分散化がさらに進みました。

市民サービスの向上や業務効率化の観点から、本庁舎や分庁舎、第二庁舎、鳩ヶ谷庁舎の庁舎全体として、効果的に活用することが課題となっています。

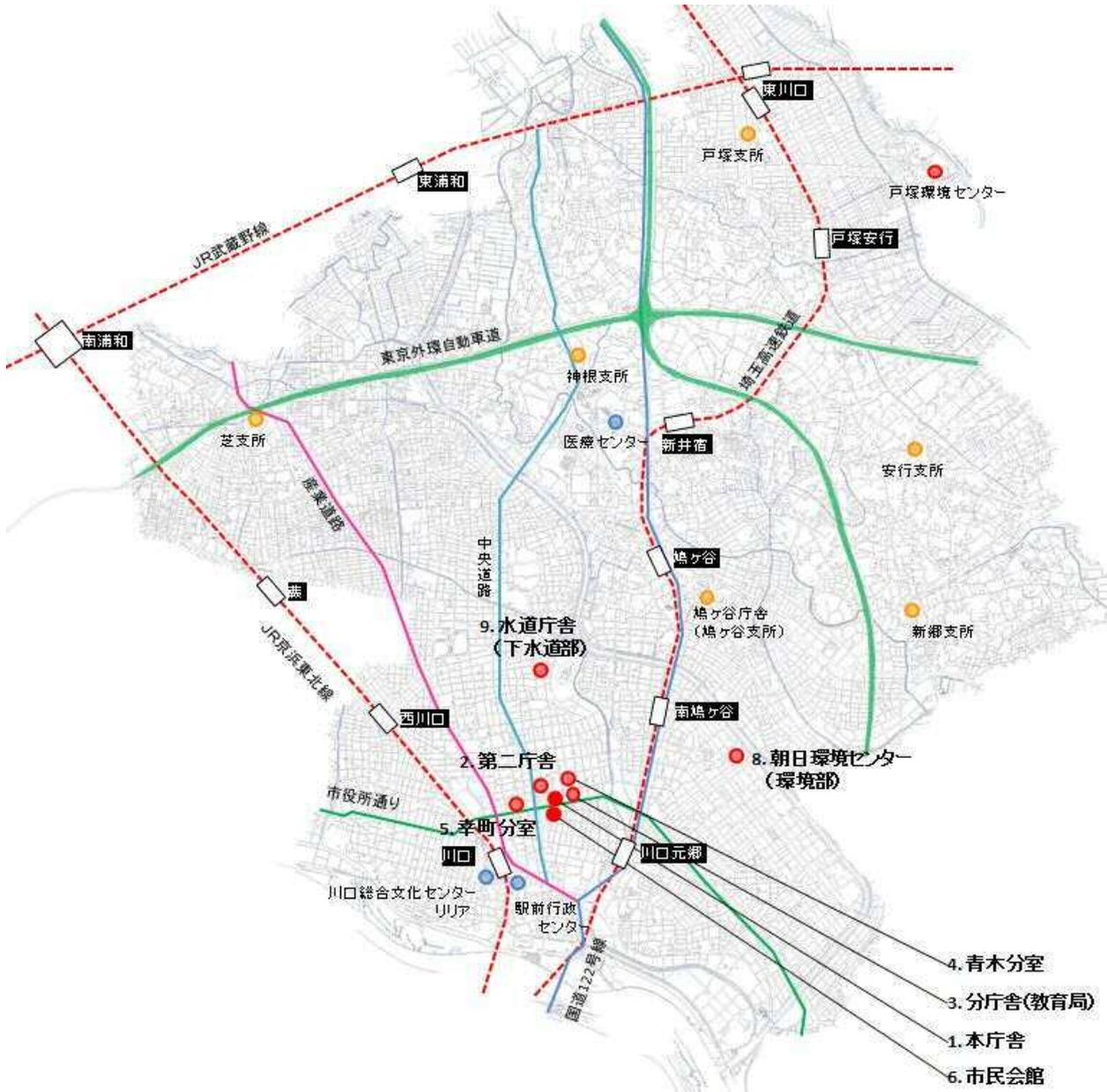
市庁舎等の概要

(平成25年12月1日現在)

		竣工年月日	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	勤務職員 数(人)
1	本 庁 舎	本館	昭和34年12月25日	1,338.8	796
		新館	昭和39年9月11日	2,028.4	
		控室	昭和43年12月25日	120.6	
		別館	昭和47年11月25日	445.8	
小計				11,966.6	796
2	第二庁舎	平成3年3月20日	1,083.8	3,799.5	288
3	分庁舎	昭和57年12月9日	344.7	976.5	96
4	青木分室	平成11年8月31日	240.8	460.7	31
5	幸町分室	平成5年10月1日	64.8	129.6	6
6	市民会館事務棟	昭和41年10月14日	1,233.2	2,937.6	65
合計				20,270.5	1,282
	駐車場棟	昭和46年8月31日	1,901.4	6,455.0	
7	鳩ヶ谷庁舎	平成7年2月28日	3018.0	11385.8	281

※表中の番号は、次ページ図の施設番号を指しています。

市庁舎等の位置



5) バリアフリー対策

本庁舎は狭あい化が進み、市民の窓口スペースの通路幅が狭くなっていたり、増築により経路に段差が生じていたりするなど、高齢者や障がい者の方などが利用しやすい庁舎にはなっていません。また、障がい者の方や高齢者、子ども連れの方などが利用しやすい多機能トイレの整備なども不十分です。

6) 高度情報化への対応

急速に発展を遂げるICT化は、市民ニーズに大きく影響をもたらしていますが、ICTを活用した行政情報システムの導入は遅れています。電子情報などを管理する情報セキュリティの面からも、高度情報化は重要となります。

また、執務室においても、配置スペースの不足やフリーアクセスフロアに対応できていないなど、高度情報化への対応が急務となっています。

7) 環境対策の高度化

現在の庁舎は老朽化が進み、空調設備なども古くから利用している機器が多く、維持管理費がかさむため、ライフサイクルコストの削減が課題となっています。

同時に、大規模な事業所として、率先して環境負荷の低減に取り組むことが強く求められています。

8) 災害対策本部機能の強化

川口市地域防災計画では、災害時には、原則として鳩ヶ谷庁舎3階会議室に災害対策本部を設置すると計画されています。しかしながら、災害対策本部を構成する職員が、本庁舎と鳩ヶ谷庁舎に分かれているなど、初動体制の構築にも課題があります。

また、耐震診断の結果からは大地震の発生で、本庁舎が被災する可能性が高く、災害対応へ支障が生じることも懸念されます。

(2) 新庁舎建設の必要性

市庁舎には、来庁者の安全の確保と市民サービスの継続を図るため、大規模な地震や水害などの災害に対する建物の安全性が求められます。同時に、災害対応の司令塔として、災害発生時には迅速に市民へ情報を提供し、災害対策にあたることが求められます。

平成13年度に実施された本庁舎の耐震診断調査では、建築物の耐震性能を示す基準である構造耐震指標（Is値）が、本庁舎本館の最も低いところで0.18という調査結果となりました。これは、市庁舎に必要とされる構造耐震判定指標（Iso値=0.75）を大きく下回るものであり、大規模な地震に対して倒壊や崩壊の危険性が高いとの判定でした。

この結果を踏まえ、耐震補強と建替えの2つの方法で耐震性能を確保する検討を実施しました。

本庁舎を耐震補強する場合と同規模の庁舎を新たに建設する場合を比較したところ、まず、コストの面では、前者は約80億円～93億円⁴、後者は約95億円と試算されました。

また、機能面では、耐震補強する場合は、工事に伴い庁舎及び駐車場の利用が制約されること、その間、市民サービスの低下が懸念されること、現有以上の性能を持つ設備更新が不可能であることなどが指摘されました。

一方、同規模での庁舎を建設する場合は、省エネも兼ね備えた設備機器導入が可能であり、ライフサイクルコストの低減が期待でき、長期的な費用対効果を考慮すると耐震補強する場合と比べて優位となります。また、新規に建設することで、本庁舎が現在抱える課題である狭あい化、老朽化、市民サービス機能の低下、バリアフリーへの対応などを解消することができます。

以上のことから、現本庁舎は、高い耐震性能を持つことが急務であり、また、耐震補強工事ではなく、建替えにより、現庁舎の課題を解決することが適切と判断しました。

⁴ 本庁舎耐震補強の場合、移転をせず、執務をしながらの耐震補強工事と仮庁舎に移転しての補強工事の2種類が検討され、それぞれ約80億円、約93億円と試算された。

(3) 新庁舎建設の検討経緯

これまで本市では、新庁舎建設の必要性に示したように、新庁舎の建設について、下表に示すとおり、本庁舎の耐震性や公有財産活用の観点から検討してきました。

現本庁舎は、耐震診断の結果から、高い耐震性能を持つことが急務であり、現庁舎の課題解決のため建替えの方向で検討すると結論づけました。

また、新庁舎の建設場所については、庁舎立地の歴史的経緯を踏まえ、平成25年12月に、「現庁舎敷地並びに現市民会館敷地」とすることが議会で可決されました。

新庁舎建設の検討経緯

実施年	内容	結果
平成 13 年	本庁舎の耐震診断実施	すべての棟で、庁舎の安全性の目安である $I_s=0.75$ を満たしていない。
平成 21 年 5 月	議会（公有財産活用・災害対策特別委員会）において方向性の検討 （ア）本庁舎耐震補強費用 （イ）現庁舎と同規模で建替えた場合の工事費用	今後、耐震補強工事ではなく、建替えの方向で検討する。
平成 23 年 8 月	議会（危機管理対策・庁舎整備等特別委員会）において庁舎の規模を検討	3 つの検討方法により、庁舎規模を提示（3案）した。
平成 24 年 2 月	議会（危機管理対策・庁舎整備等特別委員会）において容積率の検討	現行容積率では 40,000 m^2 の建物が建築できないため、容積率の緩和の検討が必要である。
平成 24 年 11 月～ 25 年 8 月	川口市庁舎建設審議会（25名）で新庁舎の建設場所を審議 「現庁舎敷地並びに現市民会館敷地」または「スキップシティC街区敷地」の 2 箇所を候補として検討	総合的に判断して、スキップシティC街区の方が優れている。 ※ただし、歴史的経緯や市民の思いなどをどのように斟酌すべきかは、最終的には市長、議会の判断に委ねるとされた。
平成 25 年 12 月	建設地について、前岡村市長は「現庁舎敷地並びに現市民会館敷地」にて決断し、議会に議案として上程	賛成多数で可決される。

本庁舎の耐震診断実施結果（平成 13 年）

棟	構 造 ・ 面 積	建築年次	最小 Is 値
本館	鉄筋コンクリート造 地上 5 階 地下 1 階 7315.8 m ²	昭和 34 年	0.18
新館	鉄筋コンクリート造 地上 3 階 3672.3 m ²	昭和 39 年	0.19
別館	鉄筋コンクリート造 地上 3 階 978.5 m ²	昭和 47 年	0.35
駐車場棟	鉄筋コンクリート造 地上 4 階 6455.0 m ²	昭和 46 年	0.40

※Is 値：建物の耐震性能を表す指標。震度 6 強程度の地震で以下の通りとされています。

- ・ $Is < 0.3$ ……倒壊または崩壊する危険性が高い
- ・ $0.3 \leq Is < 0.6$ …… 倒壊または崩壊する危険性がある
- ・ $0.6 \leq Is$ ……倒壊または崩壊する危険性が低い

【安全性の目安】

- ・ 住宅、一般建築物等：0.6 以上
- ・ 庁舎、病院、学校等：0.75 以上
- ・ 災害対策本部等：0.9 以上

2. 庁舎の基本的な考え方

(1) 上位計画との整合性

新庁舎の建設においては、本市の基本的な計画、方針と整合するとともに、その理念を体現する庁舎であることが重要です。

本市の上位計画として次のようなものがあげられます。

- 第4次川口市総合計画（計画期間 平成22年～平成34年）（平成22年4月）
- 川口市地域防災計画（平成26年3月）
- 川口市都市計画基本方針（平成23年3月）
- 第2次川口市環境基本計画（平成23年3月）
- 川口市地球高温化対策実行計画（区域施策編）（平成23年9月）
- 川口市緑の基本計画 改訂版（平成20年9月）

(2) 基本方針

第4次川口市総合計画（平成22年4月）では、本市の基本理念を次のように掲げています。

川口市自治基本条例の趣旨を最大限に尊重しつつ、人間性の尊重、市民との協働、環境との共生、人づくり・ものづくりの継承と発展

この基本理念のもと、6つの目指すべき姿が示されています。

- 安全・安心なまち
- 市民が活躍できるまち
- 産業が息づくまち
- 地域の特色を活かしたまち
- 緑の豊かなまち
- 自立した自治体運営を進めるまち

新庁舎の整備にあたっては、新庁舎がこの目指すべき姿の実現に貢献し、また率先する存在であることが求められます。

これを踏まえて、新庁舎の整備において目指すべき基本方針を次のように設定します。

1) 市民が利用しやすく親しみやすい庁舎

市民の利用実態に応じた窓口部門の集約化や低層階への配置や効率化に取り組み、多様化する市民ニーズにワンストップで対応する、利便性の高い庁舎として、市民サービスの向上を目指します。

2) 災害対策拠点として安全・安心な庁舎

首都直下地震や水害への備えやも急務となる中、市民と職員が安心して利用できる安全性を備えた庁舎とするとともに、大規模な地震や水害の発生時には、迅速な災害対応や市民への情報発信を行う、災害対策のコントロールタワーとしての役割を十分に果たしうる安全・安心な庁舎を目指します。

3) すべての人にやさしい庁舎（ユニバーサルデザイン）

高齢者や障がい者、子ども連れ、外国人の方などが利用しやすいよう、バリアフリーに取り組むとともに、市役所を訪れる全ての人に安全でわかりやすく、利用しやすいよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた庁舎を目指します。

4) 環境対策を率先する庁舎

自然エネルギーの活用や雨水再利用、省エネルギー化に取り組み、環境負荷を低減し、環境にやさしい庁舎とします。また、維持管理コストを削減し、ライフサイクルコストの縮減を実現するなど、第2次川口市環境基本計画（平成23年3月）に定めた目標を率先して実現することを目指します。

5) 社会環境の変化に長期的に対応できる庁舎

庁舎は市民に長期に利用される公共施設であり、社会環境の変化に伴う行政改革や行政サービスの多様化に対応することが求められます。それに伴い、組織の改編等も必要になります。

そのため、時代の変化に即応し、増築や大規模な改修によらず、行政サービスの変革や組織に改編に対応するフレキシビリティのある庁舎を目指します。

6) 川口市の地域性を生かした歴史と産業を継承する庁舎

本市は全国でも有数の中小企業のまちとして、鋳物、機械および関連産業など、多種多様な業種が集積しています。また、市街地域の周囲の農村地帯では、米・麦・野菜類などを中心としながらも、江戸時代からの歴史があり国内外に広く知られている「植木」や「苗木」、「綿織物」、「釣竿」、「味噌醸造」などの各種の地場産業を発展させてきました。

新庁舎は、こうした産業の蓄積を市民はもちろん、広く発信し、第4次川口市総合計画に掲げる本市産業を担う人材の育成や「ものづくり」の伝統ある地場産業の発展に貢献することを目指します。

3. 庁舎の基本指標

庁舎は将来にわたり長く利用されるものであり、本市の人口動向を踏まえた上で庁舎規模を検討することが必要です。

ここでは、庁舎規模を算定するための基本指標として、人口、職員数、議員数についての現状と将来推計の結果を示します。

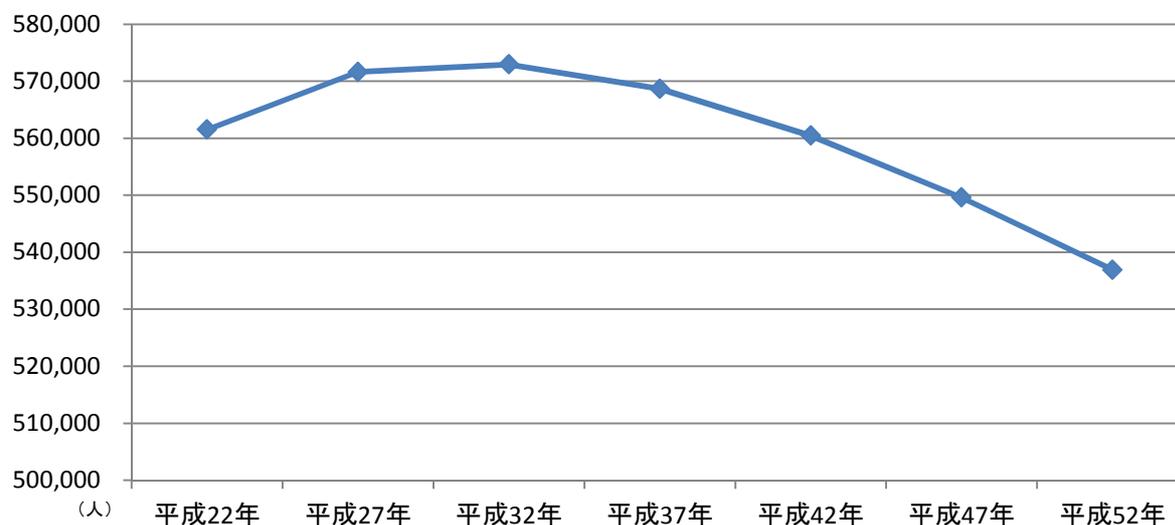
(1) 将来人口

本市の人口は近年も増加を続け、現在、583,989人（平成26年1月1日現在。住民基本台帳による。）となっています。

国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口推計結果（平成22年の国勢調査にもとづく推計⁵⁾）でも、本市の人は平成32年まで緩やかに増加すると予測されていました。

しかし、既に首都圏では人口のピークを迎え減少に転じていることから、本市でも将来的に同様の人口減少が予測されます。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成32年頃をピークに徐々に減少すると予測されています。

川口市の将来人口推計



※平成23年10月11日、川口市と鳩ヶ谷市が合併。平成22年の数値は両市の合算値。

出所：国立社会保障・人口問題研究所 「男女・年齢(5歳)階級別データ」『日本の地域別将来推計人口』（平成25年3月推計）

⁵⁾国立社会保障・人口問題研究所による人口推計は、平成22年度までの国勢調査結果にもとづく推計値である。

(2) 職員数、議員数の決定

本市職員の職員数は、これまで第1次定員適正化計画（平成10～14年度）及び第2次定員適正化計画（平成15～17年度）を策定し、定員管理を実施してきました。

さらに、「川口市行政改革集中改革プラン」において、過去の実績を踏まえ明確な数値目標を設定した第3次定員適正化計画を策定し、計画的な職員数の抑制に取り組むこととし、平成17年度から平成21年度までの5年間については、いわゆる団塊の世代の大量退職を迎えることから、新規職員採用を抑制することにより、計画的職員削減を図っていくこととしたところです。

新庁舎竣工時には、本市の人口も減少傾向にあることを考慮すると、それに見合う適正な職員数の設定が必要となります。

職員数の推移

（各年4月1日現在、単位：人・％）

部門 \ 年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	2,111	2,089	2,055	2,048	1,993	1,966	▲ 145 (▲6.9%)
教育	646	616	600	593	598	586	▲ 60 (▲9.3%)
消防	542	549	544	543	543	540	▲ 2 (▲0.4%)
公営企業	1,079	1,106	1,097	1,087	1,094	1,112	+ 33 (+3.1%)
総合計	4,378	4,360	4,296	4,271	4,228	4,204	▲ 174 (▲4.0%)

※職員数は定員管理調査における部門別職員数です。

※平成23年度以前の人数は合併前の川口市と旧鳩ヶ谷市の合計職員数

出所：川口市ホームページより。「川口市人事行政の運営等の状況の公表について、平成24年度の状況の公表（平成25年度（平成26年3月1日付）公表）※平成26年4月28日更新」

現在の本市の議員定数は、45名となっています。平成23年に鳩ヶ谷市と合併した際に、議員の定数、任期の取り扱いについて次のように決めました。

次期市議選に向けて、現在、市の規模に適正な議員定数の検討が進められており、この動きを踏まえ、議会棟の検討を進める必要があります。

川口市・鳩ヶ谷市の廃置分合（合併）の決定について

議員の定数、任期の取り扱い

定数特例を適用する。

川口市議会議員の残任期間に相当する期間（平成27年5月1日まで）に限り、川口市議会議員の定数を増加し、鳩ヶ谷市の区域をその区域とする選挙区を設け、増員選挙を行う。

- ・ 編入合併特例定数（45人）を適用する。
- ・ 45人:現川口市議会議員定数40人＋現鳩ヶ谷市を選挙区として増員する5人
- ・ 現在の川口市議会議員の任期満了後については、新市の議会で定めた定数で一般選挙を行う。
- ・ 合併前の定数は、川口市40人、鳩ヶ谷市15人

出所：埼玉県ホームページ「川口市・鳩ヶ谷市の廃置分合（合併）の決定について（平成23年）」